

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯等に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

ご注意ください！

支援金を受けるためには、

- ①収入要件及び資産要件が一定以下
- ②就労要件等

一定の要件を満たす必要があります。

詳しくは、下記の支給対象世帯要件をよくご確認ください。

1 支給対象世帯要件

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たすもの

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ・上記を除く緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯／令和4年8月までに借り終わる世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

- 収入や資産が、下記の基準額以下であること（海南市の場合）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額(月額)	110,000円	153,000円	182,000円
資産額 (世帯の預貯金の合計額)	468,000円	690,000円	840,000円

- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

**▶支給額・お問い合わせ先などは、裏面に掲載しております。
必ずご確認ください。**

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯支援特別給付金との併給が可能です。

支給期間：3か月間

※本支援金の支給が終了した方に対し、3ヶ月間の再支給が可能です。

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

3 支給のための手続き

申請期限：令和4年12月31日（土）

- ▶ 海南省社会福祉協議会への申請が必要です。申請方法については、下記のホームページまたは、海南省社会福祉協議会にご確認ください。
- ▶ 申請に必要な書類については、下記のホームページをご確認ください。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

ご用意いただくもの

- ①申請月の収入が分かる書類写し(給与明細書など)
- ②金融資産関係書類(世帯全員の通帳写し)
- ③申請者(主たる生計維持者)の印鑑

申請窓口・問合せ先

海南省社会福祉協議会

(〒642-0002 海南省日方1519-10 海南保健福祉センター1階)

電話：073-494-4005

(受付時間：平日8:30～17:15)

※混雑防止のため、できるだけ事前連絡をお願いします

ホームページアドレス <http://kainanshishakyo.com/>

! 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、海南省役所社会福祉課（073-483-8432）や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。